

お知らせ

設計・調査・測量の業務における前金払制度の実施について

令和5年4月3日 所沢市

所沢市では、建設工事の設計及び建設工事の調査又は測量の業務における円滑な資金調達を支援し、当該業務の適正な施行を促進するため、令和2年4月1日以降に締結する契約を対象に前金払制度を実施しています。また、令和5年4月1日以降に締結する契約については、前払金の上限額を撤廃しました。

制度の概要は次のとおりです。

1 前金払の対象

委託金額が130万円以上の建設工事の設計及び建設工事の調査又は測量の業務

2 前金払の割合

委託金額の10分の3以内の金額（10万円未満の端数は切捨て）

3 前金払の用途制限

(1) 建設工事の設計及び建設工事の調査の業務

当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 測量の業務

当該業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

4 前金払の申請方法

(1) 保証事業会社と前払金に関する保証契約を締結してください。

(2) 保証証書が交付されましたら、請求書に保証証書（原本）を添えて業務発注課に提出してください。

問い合わせ先：所沢市総務部契約課

電話番号：04-2998-9058